

新冠町立国民健康保険診療所改築基本設計
公募型プロポーザル説明書

令和5年（2023年）1月
新冠町

新冠町立国民健康保険診療所改築基本設計

公募型プロポーザル説明書

第1 業務の概要

1 業務内容

本業務は、新冠町において計画されている「新冠町立国保診療所改築基本設計」を行うものである。

詳細は別添1「委託業務及び敷地等の概要」による。

本業務において技術提案を求める課題は、下記のとおりとする。

(1) 技術提案課題

新冠町立国民健康保険診療所（以下、「診療所」という。）は、昭和45年には現在の場所に移転改築し、地域の医療機関の中心的役割を担ってきましたが、社会情勢の変遷とともに、一時は入院病床の休止、年間通じた救急外来患者の受入体制を廃止しましたが、地域に安心して住み続けられる医療体制の維持を望む町民の強い声により、平成30年に入院病床の再開と年間を通じた救急外来患者受入を再開し、現在は入院病床18床（一般病床9床・療養病床9床）の有床診療所として地域医療の基幹的医療機関の役割を担っています。

しかし、建設から50年以上が経過し、設備の劣化、病床数や面積が手狭である事などから新型コロナウイルス感染症対応が困難である事など、安心安全な医療提供が困難になりつつある事を踏まえて、令和4年3月に策定をした「診療所改築基本構想」に基づき、改築に向け現診療所の規模や機能を基本とした新診療所の運営計画、整備計画などを定めた「新診療所改築基本計画（案）」を作成したところです。

これまでの経緯や計画を踏まえて、以下について技術提案を求めます。

①業務実施方針等

「新診療所改築基本計画（案）」の内容を踏まえ、基本方針である「地域医療の確保」、「災害時における医療体制の確保」、「予防医療の確保」、「医療と介護福祉との連携の確保」の4つの視点に立ち、施設整備に当たっての業務の実施方針、取組体制、特に重視する設計上の配慮事項等を記述すること。

②基本テーマ

「地域完結型及び予防医療」の拠点施設の整備

【補足説明】

高齢化の進行に伴い、医療の在り方は「病院完結型」の医療から、患者の住み慣れた地域において病気と共存・生活の質の維持・向上を目指す「地域完結型」に変化が求められています。また、疾病の早期発見や重症化を未然に防ぎ町民の皆さんが安心して住み慣れた地域に住み続けられる拠点として、併設する保健センターとの関わりや、入院患者の減少等により介護医療院や特養老人ホームへ転換する場合、改修費用を最小限に抑え対応可能となる施設整備、配置計画に当たっての基本的な考え方を提案してください。

③特定テーマ（目指す将来像）

- ア 町民の安心を医療面から支える診療所
- イ 持続的な健全経営を実現できる診療所

【補足説明】

- ア 町民の安心を医療面から支える診療所
災害時における地域住民及び隣接している特養入所者の一次避難場所としての機能や外来・入院患者が利用しやすい施設であるとともに、感染症管理やプライバシーの保護に配慮した建築計画の考え方を提案してください。

- イ 持続的な健全経営を実現できる診療所
省エネ、創エネを実現する診療所を目指す上で、省エネ技術等について、ライフサイクルコストの抑制することや、日常のメンテナンス等維持管理、動線の効率化、各スペースの共有化等コンパクトな建築計画とする考え方を提案してください。

2 委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和5年（2023年）10月31日（火）までを予定している。

3 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な条件

次に掲げる資格をすべて満たしていること。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ②政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③令和3・4年度新冠町競争入札参加資格申請を行い、新冠町契約に関する規則に基づき町長が作成した入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ④新冠町指名停止基準の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、参加表明書の提出期間中にその停止期間が経過している者を含む)であること。
- ⑤会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の新冠町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

- ⑥建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の北海道知事の登録を受けており、かつ北海道に本社、支店又は営業所を置いていること。
- ⑦暴力団関係事業者等であることにより、新冠町が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- ⑧暴力団関係事業者等でないこと。
- ⑨当該事務所において、平成24年4月以降に延床面積2,000㎡以上の診療所又は病院の設計契約履行を完了した実績を有する者であること。

4 業務実施上の条件

- ①管理技術者^{*1}は一級建築士であること。また、各分野の主任技術者^{*2}は次のいずれかの資格を有していること。
 - ・ 建築（総合）：一級建築士
 - ・ 建築（構造）：一級建築士
 - ・ 電気設備：技術士、建築設備士、一級建築士
 - ・ 機械設備：技術士、建築設備士、一級建築士
- ②管理技術者及び分担業務分野^{*3}の建築（総合）の主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- ③建築（構造）、電気設備、機械設備の主任技術者は、提出者の組織又は協力事務所に所属していること。
- ④管理技術者及び記載を求める各主任技術者はそれぞれ1名であること。
- ⑤管理技術者が、記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- ⑥管理技術者は、平成24年4月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。
- ⑦提出者又は協力事務所が、他の提出者の協力事務所となっていないこと。
- ⑧業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、新冠町指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。

注※1 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第14条に規定に基づき、受託者が定めた者をいう。

※2 主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は下記による。

なお、提出者において、これ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、様式5により当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

また、この場合において、当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任技術者は「記載を求める主任技術者」の要件を満たすこと。下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業 務 内 容
建 築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建 築（構造）	同上「構造」
電 気 設 備	同上「設備」のうち「電気設備」に係るもの
機 械 設 備	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」、「昇降機等」に係るもの

第2 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添2（様式1～5）に示すとおりとする。

2 記載要領及び留意事項

（1）様式2及び様式3

管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任技術者（様式3、各主任技術者ごと）について、下記事項に留意して記載すること。

①氏名

管理技術者（主任技術者）の氏名を記載する。

②生年月日

管理技術者（主任技術者）の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

③所属及び役職

管理技術者（主任技術者）の所属する組織及び役職を記載する。

④保有資格等

管理技術者（主任技術者）の保有する資格（一級建築士他）の登録番号及び取得年月日並びに実務経験年数を記載する。なお、記載した資格については、免許証等（保有していることを証するもので、資格の名称、保有者の氏名及び生年月日並びに取得年月日及び番号を示すもの。）の写しを提出すること。

⑤平成24年4月以降の同種又は類似業務の実績

該当する業務実績について、下記の項目を記載する。

業 務 名	契約書に記載してある業務名を記載する。
発 注 者 (事 業 主)	発注者を記載する。なお、再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載した上で()内に事業主を記載する。
受 注 形 態	単独又は共同体のうち該当するものに○印を付ける。共同体の場合は、他の構成員を()内に記載する。
業 務 概 要	対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。 あわせて関わった分担業務分野及び立場(管理技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記載する。
契約完了年月日	契約書に記載してある委託期間の最終日を記載する。

記載する件数は最新のを3件とし、同種又は類似業務の実績が3件に満たない場合は、実績のある同種又は類似業務のみを記載して後は空欄とする。なお、記載した業務については、契約書(業務名、発注者、受注形態及び契約期間を示すもの。)の写しを提出すること。

「⑤平成24年4月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下のア～ウの全ての項目に該当する基本設計又は実施設計に係る設計業務実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば、実績として記載できる。

- ア 平成24年4月以降に設計業務を完了した契約に係る設計業務実績
- イ 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)
- ウ 次の条件を満たす施設の設計業務実績(原則として新築又は改築に係る実績とする。また、同一敷地内で複数の契約実績があっても一敷地につき一契約のみを実績として認める。)

- (a) 同種業務の実績における対象施設及び業務内容は、「平成24年(2012年)4月以降に契約履行を完了した2,000㎡以上の診療所又は病院の新築、改築工事」とする。
- (b) 類似業務の実績における対象施設及び業務内容は、「平成24年(2012年)4月以降に契約履行を完了した2,000㎡未満の診療所又は病院の新築、改築工事」とする。

⑥継続教育（CPD）の取得単位

管理技術者及び記載を求める各主任技術者が取得したCPD単位について、次の要件に該当する取得実績を記載する。

- ア 建築CPD運営会議加入団体で取得したCPD単位であること。
- イ 令和3年4月から令和4年3月までの1年間の取得単位が建築CPD運営会議の推奨単位の1/2以上であること。

(2) 様式4

業務の一部を再委託する場合に、協力事務所の事務所名、代表者名及び所在地、並びに協力を受ける理由及び具体的内容を記載すること。

(主任技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。)

(3) 様式5

提出者において新たな分担業務分野を追加する場合に、下記項目を記載すること。

①新たに追加する分担業務分野

②新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容

③分担業務分野を追加する理由

④主任技術者の経歴等

ア 氏名

主任技術者の氏名を記載する。

イ 生年月日

主任技術者の生年月日及び年齢（提出時現在）を記載する。

ウ 所属及び役職

主任技術者の所属する組織及び役職を記載する。

エ 保有資格等

主任技術者の保有する資格（一級建築士他）の登録番号及び取得年月日並びに実務経験年数を記載する。

⑤平成24年4月以降の当該分野における業務の実績

該当する業務実績について、業務名、発注者、受注形態、業務概要及び契約完了年月日を記載する。なお、記載方法は様式2及び様式3と同様とする。

3 参加表明書の無効

提出書類について、この書面及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

第3 参加表明書の内容についての質問の受付及び回答

1 質問の受付

(1) 提出方法

- ・質問は、書面（書式自由、A4判）で郵送又は電子メールにより行うこと（質問書には商号又は名称、部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）。

なお、電話での質問は、軽微な内容のものについても一切受け付けないものとする。

(2) 提出先

- ・新冠町 建設水道課 管理グループ
- ・住所：〒059-2492 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
- ・TEL：0146-47-2518（直通）
- ・e-mail：niikappukensetu@air.ocn.ne.jp

(3) 受付期間

- ・令和5年（2023年）1月25日（水）午前9時から
- ・令和5年（2023年）1月31日（火）午後5時まで

2 質問の回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から5日間（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く（以下「休日」という）以内に新冠町ホームページに掲載する。

第4 参加表明書の提出方法等

1 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ・様式1～様式5
- ・建築設計事務所情報登録に記載している技術職員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又は健康保険被保険者証の写し等、雇用関係の確認ができる書類
- ・第2の2（1）④、⑤における「免許証等の写し」、「契約書の写し」

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出先 第3の1（2）に同じ

(4) 提出方法

- ・持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 提出期限

- ・令和5年（2023年）2月8日（水）午後5時

第5 技術提案書の提出を要請する者の選定

1 選定方法

技術提案書の提出を要請する者は、参加表明書評価基準に基づき参加表明者の資格及び技術力を評価し、評価点の高い順に新冠町立国民健康保険診療所改築事業プロポーザル審査会において選定する。

2 選定数

技術提案書の提出を要請する者の選定数は、5者程度とする。

3 参加表明書評価基準

参加表明書の評価項目、評価基準及び評価点配分は次のとおりである。

○実績等による評価

評価項目	判断基準			評価点配分	
技術力	平成24年4月以降の同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	8	35
	過去1年間の継続教育 CPD取得単位(令和3年4月～令和4年3月)	建築CPD運営会議加盟団体が発行する実績証明書で推奨単位の1/2以上取得していることが確認できる場合に評価する。	主任技術者	6	
建築総合			5		
		電気設備	3		
		機械設備	3		
		管理技術者	2		
		主任技術者	2		
		建築総合	2		
		建築構造	2		
		電気設備	2		
		機械設備	2		

※過去の同種・類似業務の実績については、評価点配分下表の（（件数）×（基準点）／3）を乗じた値とする

区 分		件数	基 準 点	
管理技術者	同種	管理技術者の立場	1.00	
		主任技術者の立場	0.30	
		担当技術者の立場	0.10	
	類似	管理技術者の立場	0.80	
		主任技術者の立場	0.24	
		担当技術者の立場	0.08	
主任技術者	建築総合	管理技術者の立場	1.00	
		主任技術者の立場	1.00	
		担当技術者の立場	0.30	
	類似	管理技術者の立場	0.80	
		主任技術者の立場	0.80	
		担当技術者の立場	0.24	
	建築構造	同種	管理技術者の立場	1.00
			主任技術者の立場	1.00
			担当技術者の立場	0.30
電気設備 機械設備	類似	管理技術者の立場	0.80	
		主任技術者の立場	0.80	
		担当技術者の立場	0.24	

第6 選定通知等に関する事項

1 選定通知

選定された者(参加要請者)に対して、選定された旨を書面(技術提案書の提出要請書)により通知する。

2 非選定通知

技術提案書の提出者として選定されなかった者(非参加要請者)に対しては、選定されなかった旨を書面(非通知選定通知書)により通知する。

3 非選定理由の請求

上記2の通知を受けた者は、新冠町長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(1) 提出先 第3の1(2)に同じ

(2) 提出方法

・書面(様式自由、A4判)により、提出者名、部署、氏名、電話番号、及び電子メールアドレスを記載の上、郵送又は電子メールにより行うこと。なお、電子メール送信後は着信の確認を電話で行うこと。

(3) 請求期間

- ・通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内とする。

4 非選定理由の回答

上記3の回答は、説明を求めることができる請求期間最終日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に書面により行う。

第7 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは当該整備事業における最も適した提案や取り組み方法を求めるものであり、当該業務の具体的な設計案や成果品の一部(図面、模型写真等)の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計案は、契約後に技術提案書に記載された提案や取組方法を反映しつつ、新冠町が提示する資料に基づいて協議の上開始することとする。本提出要請書に記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添3(様式6-1、様式6-2、様式7、様式8、様式9)のとおりとする。

3 記載要領及び留意事項

(1) 様式6-2

- ・業務の実施方針について、下記事項に留意してイメージ図等を用いるなどして記載すること。

- ① 様式は、示した様式とすること。^{注1}また、様式自体への彩色、背景印字(模様含む)及び文章に図面やイメージ図等を重ねて配置してはならない。ただし、図面やイメージ図中の文字についてはこの限りではない。なお、文章表現及びイメージ図への彩色は認める。
- ② 記述は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。なお、配置イメージ図等以外に使用する文字の最小サイズは10.5ポイントとする。
- ③ 提出者(協力事務所を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な社名、人物名等)を記載してはならない。

^{注1} 様式の余白寸法、罫線位置及び記載枠の範囲を変更しないこと。

(2) 様式7

- ・基本テーマを踏まえた全体計画について、下記事項に留意してイメージ図を用いるなどして記載すること。

- ① 配置イメージ図等を用いる場合は、視覚的表現の減点を行わないが、プロポーザルの主旨に沿うものとし、文章と整合が取れる表現とすること。記載に当たっての留意事項は、上記(1)に同じ。

(3) 様式 8

- ・第 1 の 1 (1) ③特定テーマ (ア及びイ) に対する提案を A 4 用紙各 1 枚 (計 2 枚) 以内で作成し、課題ごとに分類する等、区分が分かるようなレイアウトや表現とすること。記載に当たっての留意事項は、上記 (1)、(2) に同じ。

4 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

第 8 技術提案書の提出方法等

1 技術提案書の提出

(1) 提出書類

- ・様式 6-1、様式 6-2、様式 7、様式 8、様式 9

(2) 提出部数

- ・様式 6-1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ・様式 6-2、様式 7、様式 8、様式 9・・各 1 2 部
- ・提出書類を PDF に変換した電子データを入れた CD 1 枚

(3) 提出先

- ・第 3 の 1 (2) に同じ

(4) 提出方法

- ・第 4 の 1 (4) に同じ

(5) 提出期限

- ・令和 5 年 (2023 年) 3 月 22 日 (水) 午後 5 時

(6) 留意事項

- ・要求した内容以外の書類、図面等は受理しない。
- ・様式 9 により、業務参考見積書を提出すること。なお、金額の多寡により採用する設計者を選考するものではありません。

第 9 技術提案書の内容についての質問の受付及び回答

1 質問の受付

(1) 提出方法

質問は、書面 (書式自由、A 4 判) で、郵送又は電子メールにより行うこと (質問書には商号又は名称、部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること)。

なお、電話での質問は、軽微な内容のものについても一切受け付けないものとする。

(2) 提出先：第3の1(2)に同じ

- ・令和5年(2023年)2月17日(金)午前9時から
- ・令和5年(2023年)2月22日(水)午後5時まで

2 質問の回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から5日間(休日を除く)以内に技術提案書提出要請者全員に対して電子メールにより送信する。

第10 プロポーザル審査会

設計者等の選定

設計者等の選定は、新冠町立国民健康保険診療所改築事業プロポーザル審査会要綱(令和4年12月20日訓令第24号)第2条に規定する新冠町立国民健康保険診療所改築事業プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)が行う。

なお、審査会に対し、本プロポーザルに関する働きかけ等の行為を行った者は、参加表明書及び技術提案書の内容に関わらず失格とする。

第11 ヒアリング

技術提案書の内容について以下のとおりヒアリングを実施する。

(1) 日 時：令和5年(2023年)4月5日(水)

(2) 場 所：新冠町 レ・コード館町民ホール

(3) 内 容

・入室・機器の準備10分以内、提案内容説明10分以内、質疑15分以内合計35分を予定。提案内容説明、質疑において、事務局から残り時間の2分前及び終了を通告します。

(4) その他

・参加表明書の提出状況を踏まえ、参加者には後日詳細を通知する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面によるヒアリングから、Web会議システムを利用したリモートによるヒアリングの方法に変更することがある。その場合、注意事項等詳細については別途通知する。

実施スケジュール（予定）

区分	実施内容	日 時
一次審査 【技術提案書提出者選出】	募集公告・説明書交付	令和5年1月25日（水）から
	参加表明書の質問受付	令和5年1月25日（水）午前9時から 令和5年1月31日（火）午後5時まで
	参加表明書の質問回答	令和5年2月3日（金）まで
	参加表明提出受付締切	令和5年2月8日（水）午後5時まで
	一次審査（技術提案書提出者選出）	令和5年2月15日（水）
	選定通知・非選定通知	令和5年2月17日（金）
	非選定理由の請求	令和5年2月24日（金）まで
	非選定理由の回答	令和5年3月6日（月）まで
二次審査 【技術提案書採用者選出】	技術提案書の質問受付	令和5年2月17日（金）午前9時から 令和5年2月22日（水）午後5時まで
	技術提案書の質問回答	令和5年2月27日（月）まで
	技術提案書提出受付締切	令和5年3月22日（水）午後5時まで
	ヒアリング（技術提案書採用者選出）	令和5年4月5日（水）
	採用通知・非採用通知・公表	令和5年4月10日（月）
	非採用理由の請求	令和5年4月17日（月）まで
	業務仕様の協議	令和5年4月12日（水）まで
	非採用理由の回答	令和5年4月27日（木）まで
	随意契約	令和5年4月14日（金）

第 1 2 技術提案書の採用

1 採用方法

選考委員会は、技術提案書及びヒアリングについて技術提案書評価基準に基づき評価し、評価点合計が最も高い設計者を採用する。

ただし、評価点合計が最も高い者が複数いる場合又は選考委員会が必要と認める場合は、決選投票を行い得票の多い提案を採用する。得票数が同数の場合は、委員長が投票した提案を採用する。

2 技術提案書を採用するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び評価点配分は次のとおりである。

評価項目	判断基準		評価点配分		
技術力	第 5 の 3 「実績等による評価」 のとおり			3 5	
業務の実施方針及び手法等	取組意欲	ヒアリングにより、取組意欲を総合的に判断する。	1 0	6 5	
	業務実施方針等	業務の実施方針等について、的確性、獨創性、実現性等を総合的に評価する。	1 0		
	基本テーマに対する技術提案	全体計画について、基本テーマを踏まえ、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、獨創性(工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等)、実現性(提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に判断する。	1 5		
	特定テーマに対する技術提案	ア	テーマ(ア)について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、獨創性(工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。		1 5
		イ	テーマ(イ)について、同上。		1 5
視覚的表現の減点	表現の許容範囲の制限に抵触する表現が有る場合、程度に応じて減点する。		- 1 0		
合 計			1 0 0		

○業務の実施方針及び手法等に係る評価基準表
 <技術提案書評価基準>

評価の着目点	基準点					評価の ウェート	評価点	小計
	1.0	0.7	0.4	0.1				
取組意欲	極めて 強い	強い	普通	あまり ない		1.0		
評価の着目点	基準点					評価の ウェート	評価点	小計
	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2			
業務の実施方針 の的確性	極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分	1.0		
基本テーマに対 する全体計画の 的確性・独創性・ 実現性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	1.5		
特定テーマ (ア) に対する 技術提案の的確 性・独創性・実現 性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	1.5		
特定テーマ (イ) に対する 技術提案の的確 性・独創性・実現 性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	1.5		

<視覚的表現の減点措置>

評価の着目点	基準点						評価の ウェート	評価点	小計
	0.0	-0.2	-0.4	-0.6	-0.8	-1.0			
許容範囲の逸 脱数・具体性	支障 なし	軽い	やや 軽い	やや 重い	重い	極めて 重い	-1.0		

第13 採用通知等に関する事項

- 1 採用通知
採用された者に対して、採用された旨を書面（採用通知書）により通知する。
- 2 不採用通知
提出した技術提案書が採用されなかった者に対して、選定されなかった旨を書面（不採用通知書）により通知する。

3 不採用理由の請求

上記2の通知を受けた者は、新冠町長に対して不採用理由について説明を求めることができる。

(1) 提出先

- ・第3の1(2)に同じ

(2) 提出方法

・書面(様式自由、A4判)により、提出者名、部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載の上、郵送又は電子メールにより行うこと。なお、電子メール送信後は着信の確認を電話で行うこと。

(3) 請求期間

- ・通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内とする。

4 不採用理由の回答

上記3の回答は、説明を求めることができる請求期間最終日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に書面により行う。

5 採用結果の公表

採用、不採用の名称及び全ての提案者の評価合計点(採用された者以外の名称は匿名とする。)を新冠町のホームページにおいて公表する。

(公表場所 URL : <http://www.niikappu.jp>)

6 採用結果の公表日及び通知日(予定)

令和5年(2023年)4月10日(月)

第14 その他

1 契約書作成の要否

必要(別途委託業務契約を締結する)

2 支払条件

前払金 なし

部分払い なし

3 関連情報を入手するための照会窓口

第3の1(2)と同じ

4 その他

(1) 使用言語

・本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

- (2) 本件業務を受託した設計者等の入札参加制限
- ・本件業務を受託した設計者等（再委託先の設計者等を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した設計者等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- (3) 費用負担
- ・技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 虚偽記載があった場合の措置
- ・技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、新冠町競争入札等参加資格者指名停止事務処理要領（平成6年4月訓令第3号）に基づく指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 技術提案書の取扱い
- ① 提出された技術提案書を、新冠町の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 参加表明書及び技術提案書は、返却しないこととする。
 - ③ 提出された技術提案書は、採用を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。なお、作業の終了後に複製は廃棄する。
 - ④ 提出された技術提案書及びその複製は、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、採用された技術提案書は、本業務において使用する。
- (6) 技術提案書提出後の内容変更の扱い
- ・技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) プロポーザルの取りやめ又は延期
- ・このプロポーザルは取りやめること又は延期することがある。
- (8) その他
- ・技術提案書の作成のために新冠町より受領した資料は、新冠町の了解なく公表又は使用してはならない。